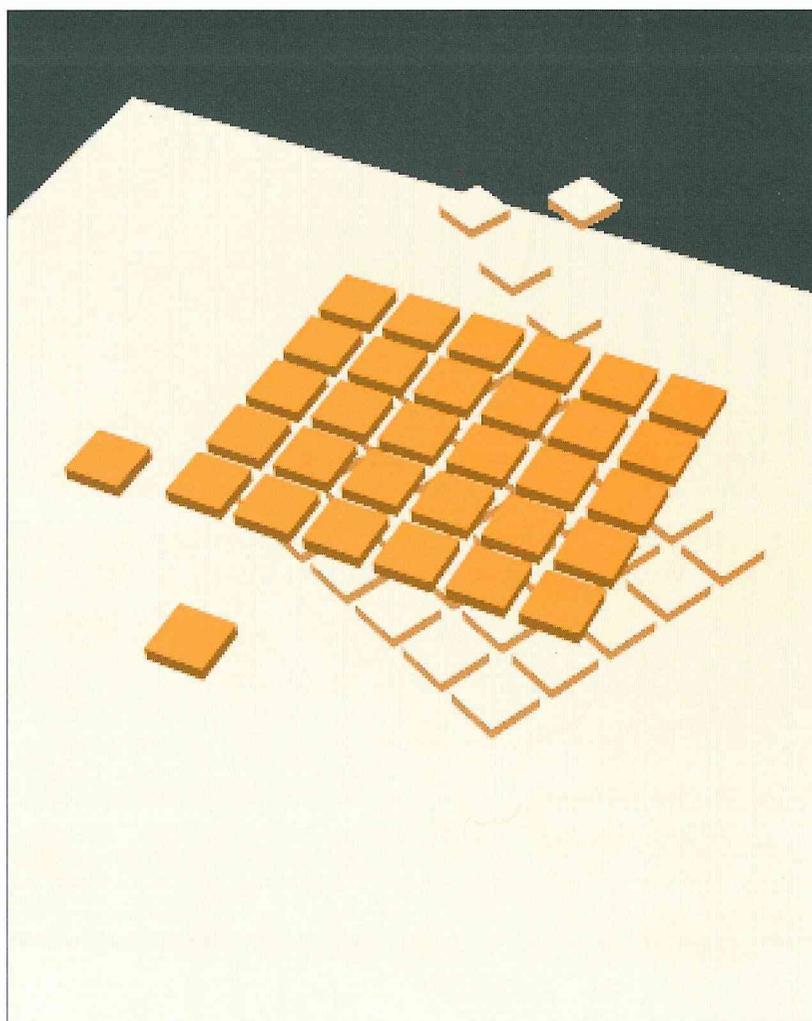


東海教師教育研究

第19号



東海地区私立大学教職課程研究連絡懇談会

2004年3月

『東海教師教育研究』編集規定

- (1) 論文原稿は未発表なものに限る。ただし、口頭発表、その資料の場合はこの限りではない。主題は教師教育に関するものとする。
- (2) 原稿用紙は、横書き、B5版、400字詰めを用い、ワープロ使用の場合は、A4版、横書き、40字×30行の書式設定を原則とする。
- (3) 編集部において特に指定するもの以外の論文については、原則として、下記の分量以内に原稿をまとめること。
 - I：原稿用紙の場合 40枚以内
 - II：ワープロの場合 上記(2)の書式設定で14枚以内
- (4) 論文原稿を2部(複写可)送付するものとする。(手元にコピーを必ず保存しておくこと)。原稿は原則として返却しない。原稿には必ず英文タイトル名を付すること。
- (5) 原稿には氏名、所属(職名その他を含む)、連絡先を付記し、編集事務局宛送付するものとする。
- (6) 注記、引用文献は、一括して、本文の後に紙葉を改めて注記番号順に列挙すること。なお、欧文文献の引用は次の例に倣うこと。
 - I：単行本の場合 Milman, David (1986), *Educational Conflict and The Law*, Croom Helm (London), pp. 34-36.
 - II：定期刊行物の場合 Good, T.L. (1979), *Teacher Effectiveness in the Elementary School: What We know About It Now*, *Journal of Teacher Education*, 30. pp. 52-64.
- (7) 参考文献は、必要があれば、注記、引用文献の後に紙葉を改め、参考文献と標記して列挙すること。
- (8) 図(写真を含む)、表があるときは、注記、引用文献(または参考文献)の後に、1件1枚の割りで第○図、第○表と標記してそれぞれの題名を添える。本文原稿には図、表の挿入箇所を朱で指示すること。
- (9) 数字は、特殊な場合を除き、アラビア数字を用い、原稿用紙一マスに2字の割合で記入する。ワープロの場合は半角指定にすること。
- (10) 欧語は、活字体で一マスに2字の割合で記入する。ワープロの場合は半角指定にすること。
- (11) 原稿は随時受け付ける。ただし、発行期日との関係で、年1回の締切日を設ける。

| | |
|-------|-------|
| 原稿締切日 | 5月31日 |
| 発行予定日 | 10月1日 |
- (12) 原稿掲載の採否は、編集委員の合議によって決める。
- (13) 執筆者による校正は初校のみとする。
- (14) 論文投稿資格
 - I. 東海地区会員校に所属する教職員
 - II. 上記以外の教師教育専門研究者または関心を有する者
- (15) 編集事務局を当分の間、下記に置く。

〒489-0863 愛知県瀬戸市せいれい町27
南山大学総合政策学部 宇田研究室内 東海私教懇事務局
TEL (0561) 89-2000(代)

『東海教師教育研究』第19号

Tokai Journal of Teacher Education

No.19 2004

論 説

フレキシブルラーニングを取り入れた授業の実践と評価…………… 長谷川 元 洋 …… 3

教育現場から見た「教育改革」と教育基本法「改正」問題

— 教師不在の「学校の自律性」論を越えて …………… 松 原 信 継 …… 15

図書紹介

『子どもの学びを育てる少人数授業—犬山市の提案』…………… 杉 江 修 治 …… 23

『シリーズ学校の心理学① —解決焦点化アプローチ』…………… 宇 田 光 …… 24

東海私教懇2002年度事務局報告

(総会記録、会計報告、活動方針、予算、事業計画) …………… 26

(会員校名簿、役員名簿、規約) …………… 33

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

PHILOSOPHY DEPARTMENT

PHILOSOPHY 101

1998

PHILOSOPHY 101: INTRODUCTION TO PHILOSOPHY

PHILOSOPHY 101: INTRODUCTION TO PHILOSOPHY

1998

PHILOSOPHY 101: INTRODUCTION TO PHILOSOPHY

〈論説〉

フレキシブルラーニングを取り入れた授業の実践と評価

長谷川 元 洋

(金城学院大学)

1. はじめに

平成13年の大学設置基準の改訂により、従来、「同時かつ双方向に行われる場合」であることが前提になっていた遠隔授業の定義が、「同時かつ双方向に行われない」場合であっても、一定の条件を満たしていれば、これを遠隔授業として行うことが可能となった。(表1)

その一定の条件とは「大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について(通知)(平成13年3月30日)第7 平成13年文部科学省告示第51号(大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件)等の制定」(表2)に示されているように「ここで必要とされる指導については、設問解答、添削指導、質疑応答のほか、課題提出及びこれに対する助言を電子メールやファックス、郵送等により行うこと、教員が直接対面で指導を行うことなどが考えられること。」であり、教員と学生との双方向のやりとりが必要とされている。

さらに、「なお、上記の指導は、印刷教材等による授業や放送授業の実施に当たり併せ行うこととされる添削等による指導(大学通信教育設置基準第3条第2項)とは異なり、毎回の授業の実施に当たって併せ行うものであることに留意されたいこと。」「学生の意見の交換の機会については、大学のホームページに掲示板を設け、学生がこれに書き込めるようにしたり、学生が自主的に集まり学習を行えるような学習施設を設けたりすることが考えられること。」という文章が添えられていることから、今回の改訂は単にビデオオンデマンドによる講義の受講に対応しただけではなく、フレキシブルラーニングを日常の授業に取り込み、学生間で議論したり、協調学習を行ったりすることで学生に学びの機会を保障することをねらいとしていると筆者は解釈している。そこにコンピュータ、インターネット、PDAや携帯電話等のICT(Information and Communication Technology)を利用すれば、より教育効果を上げると考えられる。

筆者は平成14年度より、学習環境にICTを活用し、一方的に知識を与える形の授業ではなく、学生間で意見交換をし、相互に学びあい、また、学生と授業者が双方向にやりとりをし、作り上げる授業を目指して実践してきた。少人数ゼミの学習と同じ学習効果を多数の授業でも実

現したいと考えている。(長谷川 2002) それを念頭に置き、大学設置基準第25条に定義される遠隔授業の要件を満たす学習環境を整え、学生が授業外において、また、教室を離れて、フレキシブルに学習できる授業を展開した。本稿ではこの実践の授業デザインとその意図の説明、授業デザインや学習環境の解説、授業実践後の評価等について述べる。

表1 大学設置基準第25条

(授業の方法)

第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(平三文令二四・旧第三十条繰上・一部改正、平一〇文令一一・平一二文令五三・平一三文科令四四・平一五文科令一五・一部改正)

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第二十五条の二 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めなければならない。

(平一一文令四〇・追加)

表2 大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について(通知)(平成13年3月30日)

第7 平成13年文部科学省告示第51号(大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件)等の制定

1 大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業(いわゆる「遠隔授業」)については、平成10年文部省告示第46号により規定されてきたところであるが、インターネット等の情報通信技術の進展にかんがみ、従来のものに加え、毎回の授業の実施に当たって設問解答等による指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確

保されているもので、大学において、面接授業に相当する教育効果を有すると認められたものを遠隔授業として位置付けることとしたこと。

したがって遠隔授業については、「同時かつ双方向に行われるもの」であることが必要とされてきたが、今回の改正によって、同時かつ双方向に行われない場合であっても、一定の条件を満たしていれば、これを遠隔授業として行うことが可能となること。

また、ここで必要とされる指導については、設問解答、添削指導、質疑応答のほか、課題提出及びこれに対する助言を電子メールやファックス、郵送等により行うこと、教員が直接対面で指導を行うことなどが考えられること。

なお、上記の指導は、印刷教材等による授業や放送授業の実施に当たり併せ行うこととされる添削等による指導（大学通信教育設置基準第3条第2項）とは異なり、毎回の授業の実施に当たって併せ行うものであることに留意されたいこと。

学生の意見の交換の機会については、大学のホームページに掲示板を設け、学生がこれに書き込めるようにしたり、学生が自主的に集まり学習を行えるような学習施設を設けたりすることが考えられること。

2 この告示の制定に伴い、従来の告示（平成10年度文部省告示第46号）は廃止すること。

2. 研究の目的

本研究の目的は次の4つとする。

- ①フレキシブルラーニングを毎回の授業の中に取り入れることが学生の学びに効果を及ぼすかどうかを検証する。
- ②授業者の授業設計意図や学習環境の設定意図が授業実践の中で有効に働いたかどうかを評価、検討する。
- ③プロジェクトベースの学習を講義科目に取り入れた平成14年度の実践において、課題としてあがっている実践上の問題点（4.2参照）を解決するための方策を探る。
- ④①②③を踏まえ、学生主体の学びを保障した授業デザインの開発をする。

3. 研究の手順、方法

本研究は次の手順で行った。

- ①平成14年度の実践から、問題点をリストアップ
- ②①を解決するための手立てを盛り込んだ授業をデザイン
- ③授業を実践しながら、大福帳から得られた情報を元に授業デザインを調整
- ④授業終了後、アンケート調査

4. 授業デザインとその設計意図

4.1. 授業構想の際のイメージ

授業を構想する際に頭に思い描いた授業のイメージの要件を示す。

- ①ただ、話を聞くだけで終わらず、必ず、全員が参加できる授業
- ②自分の考えを見つめさせることができる授業
- ③教師対学生だけでなく、学生相互が学びあえる授業
- ④掲示板への発言だけでなく口頭発表の場面を入れた授業
- ⑤半期の授業の中で成長できる授業
- ⑥最新の情報を使いながら、新しいことを学んでいると実感できる授業
- ⑦表のカリキュラム（学生が学びたいと要望した内容）と裏のカリキュラム（私が教えたい内容）を重ねた授業
- ⑧授業内だけでなく、授業外でも、また、教室外でも学生相互が話し合ったり、協調して課題に取り組んだりできる授業

筆者が理想として思い描く授業の⑧は大学設置基準第二十五条の遠隔授業の定義に当てはまると考える。また、この理想を実現することで、大学の授業において、学生に「学びの場」を提供できると考えた。

4.2. 平成14年度の実践からの反省点とその対策

4.2.1 平成14年度の実践から得られた今年度への課題

平成14年度に行ったプロジェクトベースラーニングの実践では次のような点が今年度への課題として上がってきた。

- 課題1：知識を与えてもらうのではなく、自分たちで生み出すという授業方法に違和感を持つ学生にどうやって学習の意義を感じさせるか？
- 課題2：グループ内で一部の学生に負担がかかるケースが見られた。グループ内の役割分担をどのようにできるだけ均等にさせるか？
- 課題3：学生間の学習成果に大きな開きがあったため、それをどれだけ底上げできるか？
- 課題4：学生間のコンピュータ操作スキルの格差にどう対応するか？
- 課題5：学生の興味関心の違いにどう対応するか？
- 課題6：各学生の学習状況をどのように把握し、どう評価するか？

4.2.2 課題に対する対策

上記課題に対して、それぞれ次のように対策をとった。

①課題1に対する対策

実験研究、文献研究が発展してきた歴史とこれまでの学校の文化が関連していることを示し、アリストテレスが提唱したもうひとつの研究方法であるアブダクション（発想

法) があまり発達してこなかったことを説明するとともに、education の語源であるラテン語の edicacio は「引き出す」であることを紹介したり、「Good Teacher はわかりやすく教え、Great Teacher は気づかせる」といったフレーズも紹介したりした。

また、社会に出てからは問題解決能力や発想力が必要になることに気付かせるために、自分が希望している職種において、必要な能力、資質について調査、考察することをレポート課題に設定し、本授業の中において、自分で課題を設定して、学習を進めていくことができるようにした。

さらに、授業構想を課題にし、学習目標を設定したり、それを授業の流れの中に埋め込む課題に取り組みせたりすることで、知識習得型ではない授業スタイルの意義について、学生が自ずから気づくようにした。

②課題2に対する対策

グループはくじ引きによる編成とし、できるだけ、人間関係が偏らない編成でグループが構成されるようにした。その上で、できるかぎり、均等に負担をするように促した。人間関係が偏っている場合、グループ内での作業分担にも偏りが生じる可能性が高くなると考えたからである。

また、各グループには分担表を渡し、さらに、掲示板等に分担した作業に関する情報を書き込ませることで、授業者が各班の作業進捗や分担状況を把握できるようにした。

さらに、学生間での相互評価も最後に入れることを伝えた。

③課題3に対する対策

課題に取り組みに際して、利用するグループ別掲示板は同じパスワードでどのグループの掲示板も閲覧することができるようにした。これによって、他のグループの進捗状況がわかり、また、何をやっていかわからず困っているグループは他のグループを参考にできるようにした。

また、設定した学習目標を発表する2分間プレゼン、中間発表会を設け、進捗が遅れている学生はそのことに気づくことができる場面設定をした。

④課題4に対する対策

授業で必要となるコンピュータスキルはキー入力とブラウザ等を操作するのに必要なマウス操作程度とした。パワーポイントを利用したグループが多かったが、パワーポイントはそれほど使用スキルを要求されないため、各グループ内での教えあいにより、特に問題なく利用していた。

また、すべてをコンピュータで作業することにはしなかったため、コンピュータが使えなくても、課題に取り組めるように配慮した。

⑤課題5に対する対策

授業を構想するという課題は全員共通にしたが、その中に用いる題材は学生に考えさせるようにした。こうすることで、学生は自分たちの興味にそったテーマで学習に取り組む

ことができ、興味関心の違い、教職免許取得希望、学芸員資格取得希望、教養のために受講希望といった受講目的の違いにも対応することができた。

さらに、学部学科の違い、学年の違いにも対応することができた。

⑥課題6に対する対策

②にも書いたように、授業者が掲示板を見れば、進捗状況を把握できるようにした。また、大福帳の記述からも、各学生の学習状況が把握でき、遅れている学生には取り組みを促すコメントを書き添えるようにした。

4.3. シラバスの構成とその意図

授業シラバスを表3に示す。このシラバス構成の意図は次のとおりである。

「情報教育＝PCの操作」というイメージが学生に強かったこと。教室をコンピュータ室にしたことから、PCの操作スキルの向上を目的に受講しにきた学生がいたため、情報教育とは何かを考え、コンピュータはコミュニケーションの道具として使い、学生の意見を教室内で共有し、考えるところから始めた。

「情報教育とはこうあるべきではないか」ということを考えさせ、学生がそれぞれ、情報教育について、自分の考えを持たせることで、この授業の中に学習の意義を感じさせることにつながると考えた。また、後半に設定している課題「自分が受けた情報教育、自分がやりたい情報教育」の構想に向けて取り組むための準備も兼ねている。

さらに「大切な情報は自分の中にある」をキーワードとして授業を進めた。インターネットで情報を集めたり、文献からの受け売りの知識ですませたりするのではなく、それらを元に自分で考え、新たな知識を生み出せるかどうかが大切であるということを強調したかった。また、同じ時間に同じ場所に集まって学習する意味を持たせるためにも教室の中にある知識を使って、授業を組み立てようと考えた。そして、それを中盤から、終盤にかけての創造性を要求される場面につなげようと考えた。

レポートは「情報教育とは何か？を考察してまとめる」、「小中高の現場の様子を生徒または先生から直接取材をして、それについて考察せよ」とした。ここから、問題を発見させ、その後、それに対する提案が最終課題という流れにした。また、できあがった授業企画はインターネット上に公開し、全国の小中高の先生にみてもらい、採用されることを目指して取り組むことにした。

中盤はブレインストーミング、KJ法の解説と実習を入れ、学生が課題に取り組むための土台を作る場面を入れた。ここでは学習目標のマップを考えさせ、自分が教師なら、子どもにどんな力を付けてほしいかを考えさせた。学習目標を考えさせることを通じて、今、自分たちが行っている学習活動の意義について、気づかせることもねらった。その学習マップについては2分間でプレゼンをする場面を作り、また、それに対して、電子掲示板を通じて、疑問、意見をお互いに書かせ、受講生全員で情報教育の授業企画を作り上げる形を作った。

教育実習生が指導案作成に苦勞している姿からも推測できるように、授業を企画することは学生にとって難しい課題である。そのため、題材の選定、学習目標の設定、授業時間の計画、必要となる準備など一つ一つ、何を考えていけばよいかを助言しながら授業計画を考えていくことができるようにした。その上で学生が、アイデアを出し合い、議論し、作り上げてことで授業を構想するという目標を達成できると考えた。

さらに、その学生が考えたものはインターネット上に公開することにした。こうすることで、授業内のグループ間での変な競争を防ぎ、受講生全体で高めあって、いいものを創り上げ、発信しようという態度につながりたいと考えた。

また、授業の中で学生間で話し合う場面設定を設定した上で、グループ用メーリングリストやグループ別電子掲示板を使わせるようにすることで、授業外での協調学習や議論、オフラインのミーティングにつながることを狙った。

表3 授業シラバス

| | 内 容 |
|------|--|
| 第1回 | この授業の位置づけとねらいについて、「理想の教育、理想の授業とは？」 この授業のルールについて |
| 第2回 | 第1回の授業で寄せられたコメントに対する回答、 *取り上げられなかったコメントについては、掲示板に全員に授業者からコメント を書いておいたことを伝え、それを読むように指示した。 情報教育は本当に必要なのか？必要であるなら、何を学ぶべきなのか？ 国策としての情報教育 |
| 第3回 | あなたが考える情報教育とは？、情報教育に関する問題点の考察 第2回のレポート課題提示 |
| 第4回 | 「現在の小、中、高校で行われている情報教育の特徴と問題点」について |
| 第5回 | 情報って何でしょうか？再度、考えてみよう。 学習カード（大福帳）に書かれていたコメントから。 問題解決に向けての手順について、授業の目標の再確認 E-Japan 計画、大学設置基準第25条を紹介し、この授業でその条件を満たす環境を 整えることの提案 |
| 第6回 | 自分はどんな情報教育を受けたいか？自分なら、どんな情報教育を行いたいか？（教 師の立場で、または、学芸員の立場で考える） ブレインストーミング |
| 第7回 | KJ法の紹介、授業デザインの考え方、グループでの企画会議、 メーリングリストの登録方法について、BBSの確認 |
| 第8回 | 学習目標の設定、対象学年の設定等のミーティング |
| 第9回 | ICTを利用しているグループの紹介 2分間プレゼンと掲示板への意見、質問記入 掲示板にかかれたコメントを元にグループ会議 |
| 第10回 | 中間発表会に向けての準備とグループミーティング |
| 第11回 | 中間発表会（ポスター発表） |
| 第12回 | 発表会に向けての準備 |
| 第13回 | 最終発表会（N大学 ポスター発表、K大学 口頭発表） 授業アンケート、学習成果物の提出 |

5.3. 学習環境への Mindtools の準備とその目的

授業で用いた Mindtools とそのそれぞれの目的を表4に示す。コンピュータネットワーク機器から、携帯電話、付箋紙、模造紙まで、様々な道具を思考の道具として用意をし、授業の中で活用した。本授業のような思考活動を中心とした授業形態では、このように思考の道具の準備が重要であり、それが生徒の学習支援となる。ここが通常の講義スタイルの授業との大きな違いになる。

表4 授業で使った Mindtools

| Mindtools | 授業における機能 |
|---------------|--|
| 授業用ページ | 学習素材の提示、デジタルポートフォリオ、ティーチングポートフォリオ、掲示板等の機能提供プラットフォーム |
| ビデオレコーダー | Mpeg4形式で授業を記録し、いつでもどこでも、ビデオオンデマンドで授業を視聴できるようにするためのツール |
| 意見交換用掲示板 | 思考の外化ツール、他の学生の意見を知るためのツール、リフレクションツール、授業の題材を蓄積するデータベース |
| レポート提出用掲示板 | 思考の外化ツール、他の学生の意見を知るためのツール、リフレクションツール、授業の題材を蓄積するデータベース |
| アンケートボード | 学生の意識調査用、学生間で、お互いがどういう意識なのかをするためのツール |
| グループ別掲示板 | グループによる協調学習のためのツール、意見交換用、学習成果物の提出用グループごとの進捗状況を把握するためのツール |
| グループ別連絡用 ML | 担当した課題を掲示板に提出したことを報告するためのツール 相談したことがある際の連絡ツール オフラインで集まる際の連絡ツール |
| グループ別作業用 ML | グループによる協調学習のためのツール、意見交換用、学習成果物の提出用、他の班には見せたくない情報を共有するためのツール |
| グループ別スケッチブック | オフラインでの相談用、ブレインストーミングのための道具、企画書の下書き用 |
| 付箋紙 | ブレインストーミングやアイデア創出用 |
| 模造紙 | プレゼン用 |
| ビニール製ダンボール板 | プレゼン資料展示用、保管用 |
| コメントカード | 口頭で伝えられなかった意見を伝えるためのツール 学生間の意見交換用ツール |
| 大福帳 (学習記録カード) | 授業者-学生間コミュニケーションツール 個人ポートフォリオ 授業題材としての情報元 |



図1. 連絡用メーリングリストに携帯メールを登録している様子 (K 大学)

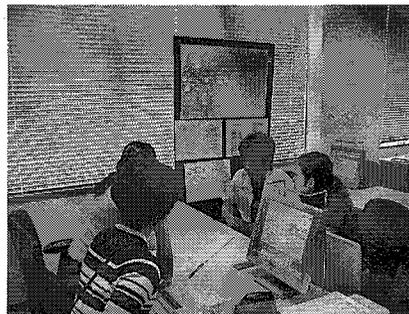


図2. グループミーティングの様子 (N 大学)

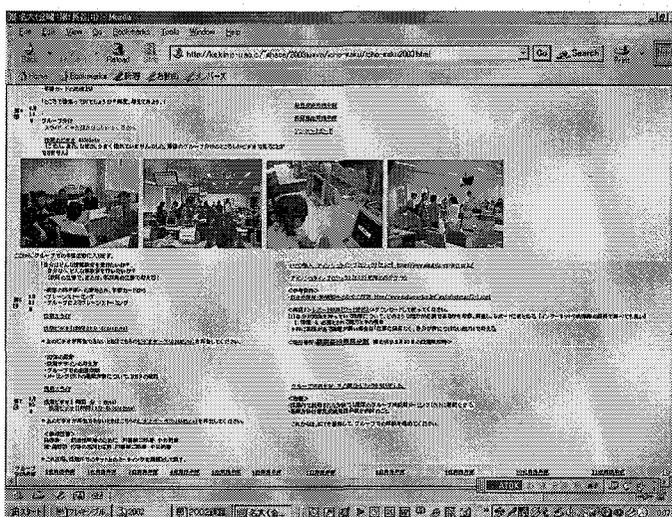


図3. 授業用ページ

5.4. 実践環境

5.4.1. 科目

実践はK大学（私立）、N大学（国立）で行った。両大学ともこの科目は、教職科目「教育の方法と技術（情報機器の操作も含む）」にいちづけられている。また、N大学は学芸員資格取得に必要なマルチメディア教育論の授業としても位置づけられている。

K大学 情報教育論 2年生から4年生 36名

N大学 教育情報学講義Ⅲ（学部向け）、学校情報学Ⅱ（大学院向け）、教育情報学講義（社会人学生向け）3年生-大学院生 65名

5.4.2. コンピュータ教室の環境

料授業ともコンピュータ室で授業を行った。それぞれの環境は次のとおりである。コンピュ

ータはコミュニケーションツールとして使用するため、機種の違いは何ら、問題無かった。

K大学 iMac70台、プロジェクター 1台、画像転送用モニター 35台、実物投影装置 1台

N大学 Windows PC 100台 プラズマディスプレイ10基、実物投影装置 1台

6. 実践を終えて

6.1. 授業者から見た学生の様子

毎時間、大福帳により、学生と双方向のコミュニケーションを図って授業を行ったが、学習記録カードに書かれた学生の感想には「頭をフル回転させて、とても疲れた。」、「難しいが、考えることが楽しい」「他の人の意見を読んで考えさせられた」といった意見が書かれ、学生たちの知が教室内で共有され、共鳴している雰囲気を感じた。また、大福帳からもそれが読み取れた。

また、グループでの学習に移った後半でも、学生が授業外での取り組みをチームで行い、それぞれの班がうまく役割分担をし、ICTを使って、協調学習をうまく行っていた。

授業者の予想を超えた取り組みを学生は行い、授業後も教室に残って、相談したり、議論する姿や昼休み等に昼食を食べながら、ミーティングをする姿があった。

こういった姿から、学生主体の学びを保障した授業を行うことができたと考えている。

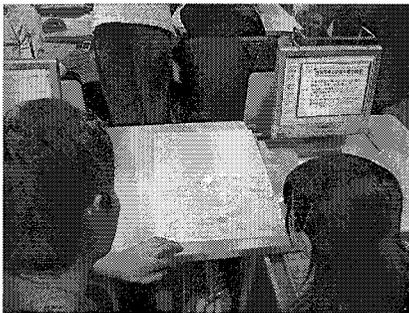


図4 KJ法による学習目標の設定



図5 教室外でのグループミーティング



図6 2分間プレゼンテーション
(実物投影装置でディスプレイに表示)



図7 最終発表会(廊下でのポスター発表)

6.2. 成果

6.2.1. 今年度の課題についての対策の効果

図8に示すように約80%の学生が満足感を得て、この授業を終えた。不満を感じて終えた学生は4%だったことから、4.2.2.に挙げた対策や授業内でとった、手だてではかなりの効果があったと判断している。

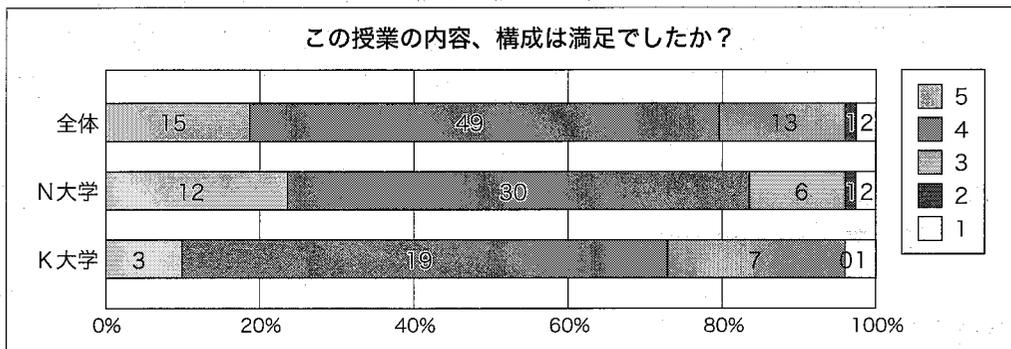


図8. 授業への満足度

6.2.2. フレキシブルラーニングは学生の学びを伸張する。

携帯電話のメーリングリストとファイル添付機能付き掲示板、インターネットメールのメーリングリスト等、複数のコミュニケーションツールを用意したことで、連絡の緊急性と伝えたい情報の種類によって、ツールをうまく使い分け、活用する姿が見られた。学部学科学年が違う学生同士で構成されたグループの中で協調学習を行うにはICTは不可欠であり、それが学習環境にあったことで、いつでもどこでも、学習に取り組むことができた。フレキシブルラーニングを通常の授業の中に取り入れることで、学生の学びを伸張する効果が確かめられた。

6.3. 今後の課題

わずかではあるが、十分、課題に取り組めなかった学生、思考を伴わない単純作業のみ分担していた学生が見られた。こういった学生を無くすにはどうすればよいかを今後考えたい。

また、図9に示すように約74%の学生が課題への取り組みが大変であったと答えていた。中には「すべての科目がこのスタイルでやられたら、たまらない」とまでコメントを書きそえていた学生もいた。学習目標と学生への負担とのバランスをどう考えるかが課題である。また、負担を負担と思わないほど、学習意欲を高めるような授業の工夫も必要だと考える。

今後もICTを活用し、より豊かで魅力的な授業を開発、実践していきたい。

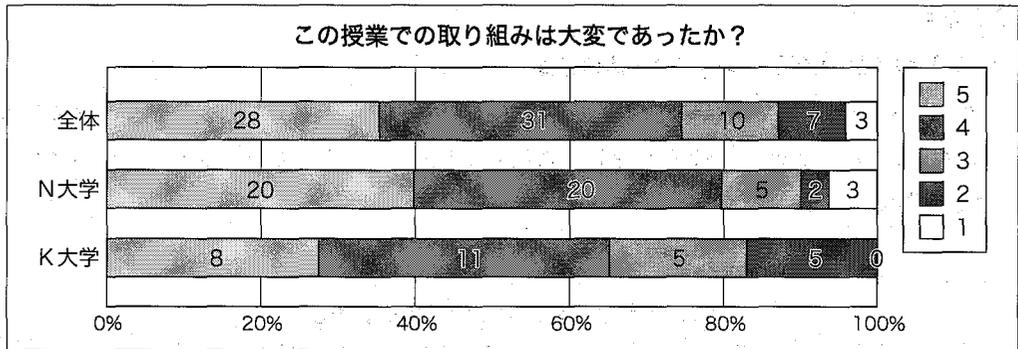


図9. 授業への取り組みの負担

〈附記〉本研究はNIME（メディア教育開発センター）における「メディアFDとフレキシブル・ラーニング支援の研究開発」をテーマとした共同研究として実施した。

〈参考文献〉

- 1) NISHINOSONO Haruo (2003) MACETO Model for Instructional Developtment of Knowledge Creation in Large Class AACE SITE2003 pp.2057-2060
- 2) 長谷川元洋 (2002) 学習環境としてのコンピュータネットワークを活用した双方向性授業 日本教育工学会 第18回講演論文集 K1-M-5 pp.49-52
- 3) 長谷川元洋 (2003) 学習環境としてのコンピュータネットワークを活用した双方向性授業 (2) 日本教育工学会 第19回講演論文集
- 4) 長谷川元洋 (2003) 情報教育論 授業用ページ
<http://ks.kinjo-u.ac.jp/~ghase/2003jugyo/joho-kyouikuron/joho-kyouikuron2003.html>
- 5) 長谷川元洋 (2003) 教育情報学講義Ⅲ、学校情報学Ⅱ、教育情報学講義教育情報学講義Ⅲ 授業用ページ
<http://ks.kinjo-u.ac.jp/~ghase/2003jugyo/joho-gaku/joho-gaku2003.html>

〈論説〉

教育現場から見た「教育改革」と教育基本法「改正」問題 — 教師不在の「学校の自律性」論を越えて

松原信継

(愛知県立高校教諭／名古屋大学大学院後期博士課程在学)

はじめに

近年、教育改革と教育基本法「改正」問題について論ずる文章は数多いが、当事者となる学校現場の視点からこれに言及した論説は少ない。本稿では、日常的に子ども達と接している一教師の目線からこの問題を捉え、そのリアルな現実を描写しながら、教師や子ども達が望む真の教育改革の姿について、その一端を提示しようとするものである。

- | |
|---|
| <p>I. 「教育改革」によって現場はどう変化したか。</p> <p>II. 「教育基本法改正」の動きに対する現場の捉え方と展望。</p> |
|---|

Ⅰ. 「教育改革」によって現場はどう変化したか。

(1) 「学校の自主性・自律性」は確立できるのか

今日の政府・文科省主導の教育改革が学校現場に与える影響のすべてをこの場で述べるわけにはいかないが、最も影響力の強い「改革」は何であるかと尋ねられれば、筆者は、第16期中教審答申(1998年9月)第3章で言うところの「学校の自主性・自律性の確立」(に関わる諸政策)であると答えたい。周知のとおり、これは、教育委員会と学校の関係の見直しを求め、従来のような教育委員会による学校への包括的規制を緩和し、学校の裁量権を拡大することをねらいとするものである。答申でも指摘されているように、これまでの学校のあり方は、関係諸法令(地教行法23条、学校管理規則、高等学校学則等)および教育委員会の「指導」によって、ほとんどその自律的・自主的な動きを封じ込められてきた。それが今後は、この「答申」によって少なからず変化が促されるのであろうか？

残念ながら、この問いかけに対しては、今のところ肯定的に答えることはできない。以下、いくつかの実例をあげながら、その意味を説明したい。

① 教育課程編成の問題

愛知県学校管理規則によれば、教育課程は各学校が県教委に「届け出」ることになっている(同規則3条)。しかし、現実として、各学校は県が定めた「基準」に大筋において従わなければならない。今回の「新指導要領」の施行の際にも、各学校では教育課程編成において「県教委の意向」をうかがう姿勢が随所に見られた。その編成のプロセスは、「新指導要領」が求める「学校の実態に即した教育課程編成」(高等学校学習指導要領解説<総則編>第4章)の趣旨とは大きくかけ離れるものであった。

このような、抜けきれぬ県教委への従属性とともに、学校の自主性を阻む大きな要因として、いまだ強固な「横並び体質」の問題がある。この傾向が顕著にあらわれたのが学校5日制ともなう週30時間への移行問題であった。本来の「ゆとり」の発想はどこへやら、各学校は、県立も市立も競って7時間目を設定し、週31~32時間の時間割を組んだ。確かに、折り悪く、学力低下問題や5教科7科目入試の導入が話題になり、学校はこの問題への対応が求められた事実はある。しかし、現実には学校を突き動かしたのは、他校より授業時間を少なくすることによって学校の評判が下がり、結果として「sink school (困難校)」になりはしないかという強烈な危機意識(恐怖感)であったと言ってもよい。なぜ、(筆者が勤務する学校のように)子ども達の負担の軽減や少人数授業の充実をこそ掲げ、明確に週30時間で行なうと言う「勇気」がなかったのか。

このような「横並び」の発想は、これまで幾度も指摘されてきたことではあるが、いまだに強く教職員とりわけ管理職の心を捉えている。余談ながら、こうした現状を見るにつけ、今話題のスクールチョイス(学校選択)が大幅に導入されたとしても、恐らく様々なニーズに見合った多様な教育内容の供給にはつながらず、成績の良い子を入れることだけに関心を集中させる、イギリスで言われる「クリームをすくい取る」議論になるであろうことは容易に予想されるのである。

② 入試選抜における「絶対評価」の問題

中学校が「絶対評価」に移行するのに伴って、高校でも中学校の調査書をどう扱うのが大きな問題になった。しかし、現場での議論の中心は、「絶対評価」がどんな性格の評価で、子どもにとってどのような意味をもつのかという教育学的な考察ではなく、調査書の比重割合の設定の仕方によって、自分の高校は入試ランクが上がるのか下がるのかという点に主たる関心を置くものであった。現実には、各校で論議した結果である調査書と学検の比重割合を全県レベルで見ると、学検6割の比重の学校＝「進学校(上位校)」、調査書6割の比重の学校＝「困難校あるいは準困難校」、ともに5割の学校＝「中堅校で他校の様子見」という傾向がはっきりと見てとれるのである(もっとも、地域的に中学校との関係が強いところでは調査書に重きが置かれている)。

ここでは、中学校の先生方の(その是非はともかく)「絶対評価」へ向けての大変な努力は

ほとんど考慮されていない。中高の教師間の連携がきわめて薄いこと、互いの信頼関係が十分に構築されていないことの弊害がこの問題に関しても顕著にあらわれている。ついながら、こうした日常的な中高の教師間の交流の希薄さが、子どもの発達の視点を分断し、教育改革の大きな阻害要因となっていることもここで強調しておきたい。(もっとも、これは教師の責任ばかりには帰せられない。現在の複合選抜入試制度の下では、1校の高校におよそ80校程の中学校の出身者が在学しており、高校は中学校と接続した「地域の学校」とは到底呼べないからである。また、このような評価をめぐる高校と中学校の接続・連携の問題は、大学と高校の場合にもほぼ同様にあてはまることも合わせて指摘しておきたい。)

このように「評価」の問題をめぐる、学校の対応は真の自主性に基づくものではなく、「sink school」への恐れと「creaming off」(良い生徒をすくい取ること)の議論に終始していることがわかる。

③ 学級編成の問題

「学校の自主性・自律性」のもう一本の柱である学級編成の問題についてはどうだろうか。各校の実情に見合った(学校現場の裁量による)学級編成ができてきているのか。これに関しては、筆者が、日頃から、今日の高校教育で最も重要かつ根源的な問題であると考えている「困難校」問題に関連させて少し考えてみたい。

愛知県教委の「困難校」の定義はその退学者の数による(現在は二十数校が対象である)。その中で退学率が30~40数%の学校が複数校あるということはゆゆしき問題ではあるが、そのことはひとまず置く。「困難校」には、現在、若干の加配教員が配置されているが、現場から県教委への長年にわたる要望は、退学者数の増加による「クラスたたみ」をしないことと、1年生での実質的な少人数学級(すべての科目で1クラス2展開の20人クラス)の実現であった。多忙な中をその分の持ち時間増は教員がすべて負担するというのに、長年にわたって県教委はこのような措置を認めず(現在はようやく一部で可能になったが)、教育課程編成にも学級編成にも、規程どおりの硬直的な姿勢を崩さなかった。

筆者は、「困難校」の再生プロセスこそが、「学校の自主性・自律性」政策の真の有効性を顕著に示す事例になるであろうと考える。それは決して、「普通校」と差別化した中身の薄い教育を行うという意味ではない。「困難校」再生の鍵となる教師の自発的なインセンティブの発揮とそれに基づく自由な教育実践が可能となるがゆえにである。こうした現場の意欲的で自発的な取り組みを教育行政が財政面も含めて積極的・全面的に支援していくことによって「困難校」は蘇る。この成功の道筋は、アメリカでの実例(例えば、「ニューヨークの奇跡」と言われた第4学区の事例)に限らず、日本においても十分にあてはまるものと思われる。ところが、こうしたチャレンジを阻む体質が県教委にも学校にも深く浸透していることこそが問題なのである。

付言すれば、改正された高校標準法は、従来の40人学級編成につき、「生徒の実態を考慮し

て」弾力化する権限を設置者たる教育委員会に与えた（同法6条）。現場のニーズに応じて自主的・自律的に学級編成を行なう制度的基盤は整えられつつあるのである。

（2）学校が蘇生されない理由

① 教育における官僚制

上に述べてきたように、現状では、「学校の自主性・自律性」は容易に実現できるものではないが、それだけでなく、近年、学校においては、教師のもつ自律性・専門職性が一層希薄になり、逆に、職階的な「従属性」が増している事実に注目したい（これについては、拙稿「教育における官僚制と専門職性—官僚制克服の視点から見た教師の専門職論—」名古屋大学研究紀要49巻第2号、2002年度を参考にいただければ幸いである）。ここには、なぜ「教育改革」がうまくいかないかについての理由のいくつかが含まれている。

例えば、校長のリーダーシップ論についても、現場の実感として言わせていただくなら、校長に求められる第一の資質は、強いリーダー性よりも、教師の実践を尊重し、大多数の職員から真に信頼される人柄であるという点にこそある。学校は言うまでもなく校長一人が動かすわけではなく、ましてや教室内の教育に校長の力は直接には及ばない。何よりも、教師のインセンティブは他律的な命令や職階的なメリットペイによっては高まるものではない。教師の意欲やヤル気は、日々の自発的な教育実践における「手応え」が、学校全体の運営のあり方と響き合うなかで生じてくるのである。このような教育実践と学校運営の相互作用がうまく成り立つためには、それを担う両者の間に深い信頼関係がなければならない。

その意味でも、外部校長の任用へと進む前に、教職員の意向に沿った校長選びということは今一度真剣に考えてみてはどうだろうか。義務制と高等学校とは違いがあるが、このような試みを長年にわたって「勤評」なるものが阻止してきたのである。しかし、今日の教育の困難度の増大は、これまでの経緯を乗り越えた地点での全学校メンバーの協働を要請している。

もちろん、こうした取り組みが、学校の閉鎖性（結果としてのクライアント支配）につながらないためには、教師の一層の研修と責務の自覚が求められるであろう。合わせて、教職員組合がもつ意味と力量についても、ここで正しく再評価すべきである。教育改革は、言うまでもなく、教師個々人の力で成し遂げられるものではなく、職場の同僚性やチームワーク、協同性を抜きにしては成功はあり得ない。この点で、教職員組合の果たすべき役割は今日きわめて大きいと言えるであろう（近年のアメリカのこのような観点に立った教職員組合の動向については、榊達夫「アメリカにおける教員の専門職性と教員組合—AFTの場合を中心に—」名古屋大学教育行政学研究室『教育行政研究』第11号、2002年が参考になる）。

② 教師と子ども抜きの「教育改革」

教育改革は、学校教育の中心的な当事者である教師と子どもが「改革」の主人公になって行わなければならない。他の要素は、つまるところ、その応援団としての役割を果たすにすぎな

い。その意味で、今回、学校教育法施行規則に加えられた学校評議員制が、肝心の教師と子どもをはずしているのは根本的な誤りと言える。すでにいくつかの自治体が行っているように、学校評議員会や学校協議会という形にして、真の教育・学校自治の実現をめざさなければならない。

現実には、今日の文科省主導の「教育改革」では学校や教育は良くならない、もっと現場を踏まえた改革にして欲しいと9割以上の校長や教師たちが考えていることが報道されている(2002年9月22日付、朝日新聞朝刊)。問題は、教師たちが自分自身に直接関わることであるのに、その決定や関与からほとんど排除されているという点にある。意思決定権や裁量権を奪われ、一方で、矢継ぎ早の批判や評価にさらされて、今日の教師たちは強い無力感に襲われている。自信や信念を失い、希望や展望を持ってないままに、子ども達の前に立つ教師(集団)から一体何が生まれるだろうか。教員評価の問題も裁量権のないところでの評価は本来あり得ないはずである。

教育改革の要は、繰り返して言うが、大多数の教師に「改革」へのインセンティブを持たせることにある。そして、それを高める第一の方法は、教育に関わる意思決定、裁量権の教師への付与、そのことを通じて、教師に子ども・父母への責務と専門職としての自覚を喚起することにある。本来、これを支援することこそが校長や教育行政の仕事なのである。

これまで指摘したことから、「学校の自主性・自律性」論は、校長の教育委員会に対する自主性・自律性から、さらに、教師自らの自主性・自律性=専門職性の獲得に進まざるを得ないことが理解されよう。この項の最後に、今日の日本の学校現場の状況(一言で言えば、教育官僚制の浸透)に関連して、アメリカでの10年前の議論を付け加えておきたい。筆者自身はこの論者が主張するようなスクールチョイスの政策ににわか賛同するものではないが、アメリカにおける教育官僚制を批判するこの論者の視点は、今日の日本の学校にも十分あてはまると思うのである。

「(職階制のような)官僚的アプローチは、効果的な学校に優勢である教師の共有された影響力を大きく歪める。効果的な学校では、ルールや規則が教師たちがそうあらねばならないことを命ずるからパワフルのではなく、学校がチームやインフォーマルな協力や同僚性や相互の尊敬に基づくとき、教師たちが自然に意思決定における影響力のある参加者になるがゆえにパワフルなのである。教師たちに自然にパワーをもたらす効果的な組織の質は、官僚的な命令によっては課され得ない。」

Chubb & Moe, *Politics, markets, and America's schools*, 1990

II. 「教育基本法改正」の動きに対する現場の捉え方と展望

(1) 教育基本法の学校現場での捉え方

筆者が、以前、職場でとった次のようなアンケートから興味深い結果が読み取れる。

「校内の内規を日頃意識して仕事をしていますか？」

→「そう思う」「ある程度そう思う」合わせて84%

「教育基本法や学校教育法などの諸法を日頃意識していますか？」

→「あまりそう思わない」「全くそう思わない」合わせて60%

教師（集団）は、概して、外部が決めた法律や規則はあまり意識せず、組織内部で、しかも組織の長ではなく同僚間で決めたルールには従うという傾向がある。これは好意的に解釈すれば専門職集団がもつ特色である。しかし、教育基本法についても例外ではないことをどう考えるのか。教基法は、果たして空気のような存在になって職場に定着していると言えるのだろうか。

法哲学者の田中成明氏の法の三分類（1. 普遍主義法 2. 管理型法 3. コミュニカルな法）に従えば、教育基本法は1にあたる。そして、学校の戦後史は、主に2と3の闘いであった。現在では、2の凄まじい攻勢のなか、3の孤立と劣勢が目立つ。現場は一片の「通達」に対して、もはや教育条理を楯にして強い抵抗ができない。しかし、本来は、1+3と2の闘いのはずであった。1と3との日常的な交流回路が欠けていたことが大きな問題であったと筆者には思われる。換言すれば、教育基本法の視点から学校内規をたえず点検する作業が必要であった。そのことの懈怠が、「専門職自治」がはらむ落とし穴—子どもや親の視点の欠如—に教師集団が落ち込んでしまう要因になった。

一方で、教育運動に関しては教育基本法は常に強く意識されてきたと言える（少人数学級や「障害児」教育の充実、行政の不当介入の排除など）。この種の取り組みには評価すべき長い歴史がある。しかし、あえて言うならば、教育運動は日常的な教育実践とどの程度固く結び付けられていたのだろうか（例えば、教育運動を担う教師たちが子どもを中心に置いた教育実践を真に展開してきたのかどうか、自分自身の反省も含めて）。学校の内（教育実践）と外（教育運動）の主体の乖離が、教育基本法の内面化・日常化を阻んできたように思える。

（2）教育基本法条文と学校教育

ここでは、教育基本法すべての条文について学校現場との関係を検討するわけにはいかないので、最も重要と思われる事柄に限って少し述べてみたい。

① 前文および教育の目的（1条）

中教審答申（2003年3月20日）の「改正」案は、新たに「国を愛する心」を含む8個の「理念」を付け加えている（実際は「理念」というよりも単なる「目標」である）。これを批判することは容易いが、それでは、学校現場ではこれまでどの程度「教育の目的」を意識し、かつ、各学校なりに設定してきたのか。特に、高等学校においては、年間の教育目標について話し合われることはほとんどなかった。

戦後、世界では「教育の目的」を法律で定めている国も多い。教育基本法制定に深く関わっ

た田中耕太郎が、当時、教育の理念は法律で定めるべきではないと言ったのは、各自治体や学校において教育実践を積み重ねるなかで、これを文化的学問的につくり上げることを求めたためではないか。それに応える努力をしてこなかったことが「国家目標」が入り込む隙をつくった。

もう一つ、高校独自の課題として、学校教育法41条・42条（高校教育の目的・目標）との関連の問題がある。今回の「改正」ではほとんど議論されていないことであるが、高校教育の一層の複線化のなかで、同法に言う高校の本来の目的と教基法の「人格の完成」とを重ね合わせて、もう一度考えてみる必要があると思われる。

② 教育の機会均等（3条）

答申には「引き続き規定する」と書かれているが、問題はその内実である。答申が言う「これまでの教育がややもすれば過度の平等主義や画一主義に陥りがちであった」という文言を、そのまま、困難を抱えた生徒や学校にあてはめて解釈すればどうなるか。「だからこそ、すべての子ども達の学習権を保障するために財源を困難な部分に回せ」ということにならないか（スーパーサイエンス・スクールやスーパー・クラスに対してだけでなく）。しかし、現実には、全国的に（特に遠隔地にある）高校の統廃合や定時制教育の縮小化がどんどん進められている。定時制教育の需要は、4K（競争・効率・管理・強制）のない学校として近年ますます増大しているにもかかわらずである。一方で、通信制と結びついた授業料の高いサポート校の繁栄ぶりをどう考えるのか。

③ 政治教育（8条）

今日の状況、イラクへの自衛隊派遣のみならず教基法の「改正」そのものを招いたのは、この8条解釈の誤りでもあったかと思う。立法時、この規定は2項よりも1項に重点が置かれていた。2項による教師の自己規制、社会科、特に政治・経済分野の学習の相対的比重の低下、さらには、執拗な政治活動禁止の通達（1960年次官通達、1969年初中局通知など）が教師の政治面での教育実践にブレーキをかけ、生徒の自治活動を窒息させた。

一方で、しかし、子ども達の真の姿を見誤ってはならない。高校生に関するいくつかのアンケートは、生徒たちが「本当のことを知りたい。本当のことを教えて欲しい」と思っていることを示している。ここに一つの希望がある。教師自身が政治に対してもっとセンシティブになること、教育の目的（1条）の実現はこの8条と結びついてはじめて成り立つことを今一度認識すべきである。

④ 教育行政（10条）

教育基本法の趣旨が実現できない理由は、そして、今日の「改正」の事態が導かれた背景は、この10条の不履行によるところがきわめて大きい。公立学校の貧弱な教育条件、施設・設備を

見よ！ この問題にはほとんど手を付けず、今日の教育的困難を教師や子どもに責任転嫁するのが一連の「改正」論者たちの言説なのである。現場教師にとっての教育改革は、この10条の実現と切り離して考えることはできない。

一方で、教師たちにも、子どもや父母の目線で教育基本法の精神を補強する努力が求められている。このことの不十分さが教師集団の孤立を招き、結果として今日の事態を招いたことは先にも触れたとおりである。逆に言えば、このこと—子ども・父母の視点—を課題とすることによって、教育基本法に関わる今後の展望は大きく開けてくるとも考えられるのである。

〈図書紹介〉

杉江修治 編著

『子どもの学びを育てる少人数授業—犬山市の提案』

2003年11月 明治図書

杉江修治

(中京大学)

犬山市の教育改革は全国に良く知られているが、その中身については的確に認識されているとはいいがたい。すなわち、現在全国で展開している自治体単位の改革は、そのほとんどが制度の改革に終わっているのに対して、犬山市は実質的な中身の改革を明らかにめざし、それに成功してきている点である。教育研究者も改革という課題を行政的対応のレベルだけで見ようとする構えからなかなか抜け切れていない。したがって中身の改革に気づく文化が余りない様に思われる。また、改革の中身をあとづけ、評価するという研究の構えがそこには多いようにも思われ、創造的な関与、貢献の事例も少ない。

犬山市では、教育行政の慣習を見直し、自治体としての意思決定を可能にしていくためのさまざまな模索と努力を行ってきた。その側面での取り組みの記録は、犬山市教育委員会編『犬山発21世紀 日本の教育改革』（黎明書房 2003年11月刊）に詳しい。一方、非常勤講師を多数採用し、少人数授業を進める条件づくりを行い、また、算数、理科、国語の副教本を刊行するという試みでも注目を集めた。犬山の改革の目玉はむしろ制度面という「器の改革」ではなく、後者の、授業とカリキュラムという「中身の改革」にあるという認識をぜひ持つべきだろう。

本書はその中身の改革がどのように、教師を主体として行われていったかを、実践事例を通して示したものである。編者は犬山の教師たちとともに、よりよい実践を模索する過程で、犬山流の少人数授業理論を組み立て、提示した。これは現在、学力向上フロンティアスクールのほとんどで見られる、文科省の指示のもとでの受身の授業改善とは大きく異なっている。押し付けの習熟度別指導を実施するために、少なくとも良い配慮を重ねるのではなく、子どもと教材を見据えて、授業の最適化を教師自身の意思決定のもとで行っていくという、研究的実践の文化がそこでは同時に作られてきている。その文化は副教本の刊行に見られるような、カリキュラム開発力も含んだ、教師の連携による「学校の自立」につながる試みである。

他にない特徴を持った、そしておそらくここに改革のひとつの本筋がある、犬山の教育改革の一端をぜひご覧いただきたい。

〈図書紹介〉

市川千秋監修 宇田 光・桜井禎子・有門秀記編集

『シリーズ学校の心理学① ー解決焦点化アプローチ』

2004年4月 ナカニシヤ出版

宇 田 光

(南山大学)

アメリカ合衆国やオーストラリアでは近年、短期療法の一つである解決焦点化アプローチ(SFA)が注目され、急速に広がってきた。そして筆者(宇田)は、ここ10年近く、短期療法(ブリーフセラピー)をあつかう洋書の翻訳作業にかかわってきた。学校の教員にとって、その方法は有意義だと考えたからである。本書はその解決焦点化アプローチの、日本の学校等に於ける実践例を紹介している。

筆者がこのアプローチに注目する理由は、その現代的な二つの特徴にある。

第一の特徴は、簡便性である。学校現場はたいへん忙しい。教員に「カウンセリング・マインド」を求める声もある。しかし、生徒の悩みにじっくりと耳を傾けるという対応を教員に期待することが、果たして現実的だろうか。そう考えると、より短期的で簡単な方法が、一方では求められるのである。SFAは、問題ではなく「解決」に焦点を当てる。問題を分析し、その原因を探る対応は、忙しい現場では必ずしも有効ではない。一方、SFAでは、問題の原因がわからなくても解決は可能だと考える。このため、比較的短期間に事態の改善を図ることができるのである。

第二の特徴は、安全性である。従来、カウンセリングや心理療法の「安全性」が厳しく問われることは、あまりなかった。しかし、医療と同様にカウンセリングも、無条件に有益なものと断言はできない。実際に何らかの働きかけをする限り、必ず一定のリスクが伴う。医療行為でいえば、薬の副作用、検査ミス、手術の失敗など事例は無数に考えつくだろう。ただ、治療を受けることによるメリットが、それに伴う危険性と比べて、はるかに大きい。そう信じて、私たちは病院に行くのである。カウンセリングや心理治療でも、医療と同様に、安全上の意思決定という問題がある。つまり、プライバシーの侵害、治療による弊害などの危険性と、得られる(であろう)利益とを天秤にかけねばならない。少なくとも、現状より症状を悪化させるような対処方法は選択しない。これは専門家として当然の配慮であろう。つまり、現代のカウンセリングでは安全性が重視されねばならない。しかし、過去の問題を取り扱う限り、カウンセラーの言動がもたらす悪影響を完全に排除することは難しい。(実際、80年代の後半からアメリカでは、「記憶回復療法」が、多数の新たな被害者を再生産してしまい、社会問題化し

た。) その点、SFAは、過去にではなく「未来」に焦点が当てられる。このため、比較的危険性が低いと考えられるのである。

東海私教懇 2002年度事務局報告

東海私教懇2003年度総会記録

- 1 日時 2003年5月17日(土) 14時から14時50分
- 2 会場 名城大学 天白キャンパス「タワー75」 13階大会議室
- 3 総会次第
 - (1) 開会あいさつ
 - (2) 開催校あいさつ
 - (3) 議長選出
 - (4) 議事
 - 1号議案 2002年度活動報告
 - 2号議案 2002年度会計報告・会計監査報告
 - 3号議案 2003年度活動計画
 - 4号議案 2003年度予算
 - (5) 閉会あいさつ

引き続き第1回定例研究会が、同じ会場で開催された。

2002年度 活動報告

本年度も教職課程においては、教育実習期間、新カリキュラムの運用、介護等体験の実施上の諸問題など対応すべき問題が山積していた。定例研究会の開催、会誌の発行、ニュースレターの発行、自治体による非常勤講師等採用情報の収集・広報などの活動を行った。

活動の経過は以下の通りである。

1. 2002年度総会

2002年5月11日(土)

昨年度の活動報告・会計報告、本年度予算・事業計画が、原案通り承認された。

2. 定例研究会

下記の通り、3回行った。

第1回定例研究会では、教育実習をテーマに設定した。教育実習への取り組みを中心に、出席された各大学から情報提供をいただき、討論した。2002年5月11日(土) 15時から16時30分、

会場 南山大学 名古屋キャンパス本部棟3階 第3会議室。出席者31名。

第2回研究会は、「教職総合演習」をテーマに行った。

日時 2002年9月14日(土) 14時から16時30分

会場 椋山女学園大学(星が丘キャンパス)学園センター4階第2会議室他

(使用機器の関係で、後半のご発表では会場をPC室に移動した。)

テーマ 「総合演習をめぐる様々な取り組み」新科目である「総合演習」については、その科目の性質上きわめて多様な展開が予想される。そこで、まず前半で、既に今年度この科目を開設しておられる3大学の先生方から、実践をご紹介いただいた。後半の討論では、独自の内容構成、授業方法上の工夫などの話題提供を受けて、参加各大学で議論した。話題提供者 小木曾道男先生(愛知淑徳大学)、太田明先生(愛知大学)、長谷川元洋先生(金城学院大学)。

司会 酒井博世先生(岐阜経済大学)。参加者21名。

第3回研究会は、例年通り、3県の教育委員会から講師をお招きして、教員採用の動向を中心に話を頂き、討論した。テーマは「本年度の教員採用試験と採用状況を中心に」。日時 平成15年2月22日(土) 午後2時~午後4時20分

場所 名城大学 天白キャンパス「タワー75」13階大会議室(1307号室)

内容 3名の講師の方々からそれぞれ30分程度のお話を頂き協議した。

講師 愛知県教育委員会 教職員課 県立学校人事主査 林 誉樹氏

岐阜県教育委員会 学校人事課 課長補佐 河合鋭夫氏

三重県教育委員会 人材政策チーム・法令採用グループ主幹 青山晶氏

参加者 40名

3. 世話人会

以下の6回の会合を開催したほか、MLによる情報交換を行った。

第1回 2002年5月11日(土) 16時40分から17時10分、会場 南山大学 名古屋キャンパス本部棟3階 第3会議室。内容 全私教協の編集委員、免許事務検討委員の選出、教育実習の期間に関する調査についてほか。

第2回 日時 2002年2月15日(土) 午後2時30分~午後4時30分、場所 名古屋市中村区名駅3-25-6 「フィットネスホテル330名古屋」地下2F会議室。内容 教育実習に関する調査票の作成と実施方法について、第2回定例研究会の企画について、今年度の世話人会開催場所と交通費について、全私教協運営委員会から(宇田、太田)他。

第3回 2002年9月14日(土) 16時40分から17時20分、椋山女学園大学(星が丘キャンパス)学園センター4階第2会議室。内容 第3回定例研究会のテーマ等について、ニュースレター2号の内容と発行時期について、次回世話人会の時期と場所についてほか。

第4回 平成14年11月9日(土) 午後3時~午後5時、「フィットネスホテル330名古屋」地下2F会議室。内容 第3回定例研究会の計画および広報のあり方、教育実習問題の調査結

果の扱い、教育事務所に出す要望書発送について他。

第5回 平成15年2月22日(土) 午後4時30分～ 名城大学 天白キャンパス「タワー75」13階大会議室。内容 平成15・16年度世話人代表の選出について、全私教協の次年度研究大会における分科会企画の概要について、平成15年度東海私教懇総会・第1回定例研究会の日程と場所についてほか

第6回 平成15年3月29日(土) 午後2時10分～午後4時30分、「フィットネスホテル330名古屋」2F会議室。内容 平成15・16年度における世話人代表の選出および15年度の世話人会の役割分担、新年度総会および第1回定例研究会の企画、東海教師教育研究 第19号およびニュースレター第3号の編集、教育実習謝金の扱い、教育事務所からの募集情報と加盟校への情報提供のあり方について他。

4. ニュースレター

本年度は2回発行し、情報の交換に努めた。テーマは教員の資質向上連絡協議会報告、ほかであった。

5. 東海教師教育研究

2003年3月、第18号を発行した。内容は論説2編、調査研究1編、私の教育実践1編、記録1編、2001年度活動報告他。

6. 加盟状況

短大部廃止に伴う脱退があった。この一方、新設校等への働きかけを行い、会員校数の維持・拡充に努めている。

2002年度の加盟校数 42校(大学287校、短期大学14校)

このうち全私教協(全国私立大学教職課程研究連絡協議会)加盟校は大学19校。

参考 この他に富山国際大学が全私教協のみ加盟している。

2001年度限りで退会したのは次の1校である。

四日市大学短期大学部(短大部を廃止)

7. 自治体による非常勤講師等採用情報の収集・広報

非常勤講師等の採用情報を収集するため、3県内の教育事務所等に要望書を発送した。これにより得られた情報を、ニュースレター等によって加盟校に提供している。

2002年度 会計報告

1. 収入の部

| 摘 要 | 収 入 額 | 備 考 |
|----------|------------|------------|
| 繰越金 | ¥461,418 | |
| 会 費 41校分 | ¥615,000 | 3月末まで振込98% |
| 利 子 | ¥17 | |
| 収 入 合 計 | ¥1,076,435 | |

2. 支出の部

| 摘 要 | 支 出 額 | 備 考 |
|--------|----------|-----------------|
| 謝金・交通費 | ¥31,000 | 第3回定例研究家の講師 |
| 会場費 | ¥44,282 | 第2回、第4回、第6回世話人会 |
| 通信費 | ¥115,420 | 会報等発送費 |
| 印刷費 | ¥278,250 | 東海教師教育研究第18号 |
| 活動費 | ¥35,592 | 研究会コーヒー代ほか |
| アルバイト費 | ¥51,230 | 事務局学生アルバイト謝金 |
| 消耗費 | ¥2,814 | 名札・封筒など |
| 事務局運営費 | ¥12,000 | 世話人代表諸経費 |
| 支出合計 | ¥570,588 | |
| 次年度繰越金 | ¥505,847 | 収入合計－支出合計 |

会計監査報告

2002年度当会会計は上記の通りであって、適正に執行されていることを報告する。

2003年5月17日

中京大学 小峰総一郎

2003年度 活動計画案

教育実習に関して、県や各学校による対応の違いから、現場での混乱が生じる可能性がある。とりわけ実習の期間や謝金に関しては、相互に情報交換が必要であろう。また、採用に関しては、その動向を探る必要がある。さらに、非常勤講師等の採用情報を収集するため、3県内の教育事務所等から得られた情報を、引き続き加盟校に提供していく必要がある。

本年度は以下の事項を中心とした活動が必要である

1. 教育実習の期間や謝金の扱いに関して、加盟校間での連絡を密にする。また、教育実習期間の延長の及ぼす効果に関する研究を継続する。
2. 新課程運営の状況、特に新設科目の指導内容などを情報交換する。
3. 例年行っている採用問題を中心とした研究会などを開催する。
4. 各県・名古屋市の採用試験以外の採用機会に関する情報の収集と加盟校への通知に取り組む。

具体的には、以下の事項に取り組む。

- (1) 定例研究会、共同研究などを通じて、教師教育の主体的・創造的実践およびそのための条件づくりの研究と情報交換をする。なお、研究会の開催場所は、原則として名古屋市内とする。
- (2) 中学校教育実習期間・謝金問題などについては、随時情報を提供する。
- (3) 教師教育の機関、関係者との研究協議ならびに情報交換を促進する。教育委員会や教育事務所等から、非常勤講師情報を収集し、加盟校に通知する。
- (4) 東海教師教育研究、ニュースレター、ホームページなどを通して、研究成果の公表と情報交流を図る。
- (5) 加盟校相互の情報交換のために、メイリングリストの活用を図る。
- (6) 新規加盟校の勧誘を図る。
- (7) その他、会の目的に即する事項に取り組む。

2003年度 予算

収入の部

| 項 目 | 金 額 | 備 考 |
|--------|------------|----------|
| 前年度繰越金 | ¥505,847 | |
| 会 費 | ¥792,000 | 42校分 (注) |
| 過年度会費 | ¥15,000 | 1校分 |
| 利 息 | ¥20 | |
| その他 | ¥0 | |
| 合 計 | ¥1,312,867 | |

(注) 会費は昨年度まで15000円から、今年度18000円に値上げ。
2002年度総会にて承認済み。

支出の部

| 項 目 | 金 額 | 備 考 |
|----------|------------|---------------------------|
| 講師交通費・謝金 | ¥200,000 | 全私教協大会(東京)分科会 講師 交通費含む |
| 事務局運営費 | ¥74,000 | 会場費・代表世話人校諸経費 |
| 通信費 | ¥120,000 | |
| 交通費 | ¥30,000 | |
| コピー費 | ¥25,000 | |
| アルバイト謝金 | ¥150,000 | 週半日程度、発送業務等 |
| 印刷費 | ¥350,000 | 東海教師教育研究19号 ニュースレター他 |
| 事務用消耗品費 | ¥15,000 | |
| 活動費 | ¥50,000 | |
| 予備費 | ¥298,867 | |
| 合 計 | ¥1,312,867 | |

2003年度 事業計画

| | 会 合 | 事 務・広 報 |
|-----|---|-------------------------|
| 4月 | | 会員校名簿の更新 |
| 5月 | 2003年度総会・第1回定例研究会 第1回世話人会 (全私教協総会、明治学院 5/24・25) | |
| 6月 | | 会費請求 東海教師教育研究19号原稿締切 |
| 7月 | 第2回定例研究会 第2回世話人会 | ニュースレター第1号発行 |
| 8月 | | (全私教協大会報告等) |
| 9月 | | |
| 10月 | | 東海教師教育研究19号発行 |
| 11月 | 第3回世話人会 | ニュースレター第2号発行 |
| 12月 | 第3回定例研究会(採用問題) 第4回世話人会 | (研究会報告等) |
| 1月 | | ニュースレター第3号発行 |
| 2月 | 第5回世話人会 | (教員の資質向上協議会報告等) |
| 3月 | | |
| | (5月 2004年度総会) | |

2003年度 会員校名簿

大学の部 (五十音順 全：全私教協加盟校 ◇：地区外会員校)

| | 大学名 | 〒 | 住所 | 電話 | 担当部署 |
|----|-----------|----------|------------------|--------------|-------------------|
| 全 | 愛知大学 | 441-8522 | 豊橋市町畑町1-1 | 0532-45-0411 | 豊橋教務課 |
| | 愛知学院大学 | 470-0195 | 日進市岩崎町阿良池12 | 0561-73-1111 | 教職課程担当係 |
| | 愛知学泉大学 | 444-8520 | 岡崎市舳越町上川成28 | 0564-34-1212 | 教職課程担当係 |
| 全 | 愛知淑徳大学 | 480-1197 | 愛知県愛知郡長久手町長湫片平 | 0561-62-4111 | 教務課 |
| 全 | 朝日大学 | 501-0296 | 岐阜県瑞穂市穂積1851-1 | 058-329-1111 | 学事課 |
| 全◇ | 金沢学院大学 | 920-1392 | 金沢市末町10 | 0762-29-1181 | 教育研究所 柳澤良一 |
| 全 | 岐阜経済大学 | 503-8550 | 岐阜県大垣市北方町5-50 | 0584-77-3511 | 教務課 |
| | 岐阜女子大学 | 501-2592 | 岐阜県岐阜市太郎丸80 | 058-229-2211 | 教職課程 高橋正司 |
| 全 | 金城学院大学 | 463-8521 | 名古屋市守山区大森2-1723 | 052-798-0180 | 教務課 |
| 全 | 皇學館大学 | 516-8555 | 三重県伊勢市神田久志本町1704 | 0596-22-0201 | 文学部教務課 |
| 全 | 椋山女学園大学 | 464-8662 | 名古屋市千種区星ヶ丘元町17-3 | 052-781-1186 | 教務課 教職課程担当 |
| 全 | 大同工業大学 | 457-8530 | 名古屋市南区大同町2-21 | 052-611-0513 | 教職課程 担当係 |
| 全 | 中京大学 | 466-8666 | 名古屋市昭和区八事本町101-2 | 052-835-7111 | 教養部研究センター 照本祥敬 |
| 全 | 中京女子大学 | 474-0011 | 大府市横根町名高山55 | 0562-46-1291 | 教学課 |
| | 中部学院大学 | 501-3993 | 関市倉知向山4909-3 | 0575-24-2211 | 谷口 篤 |
| 全 | 東海女子大学 | 504-8511 | 岐阜県各務原市那加桐野町5-68 | 0583-89-2200 | 教務部 |
| | 同朋大学 | 453-8540 | 名古屋市中村区稲葉地町7-1 | 052-411-1111 | 教職課程 担当係 |
| 全 | 名古屋音楽大学 | 453-8540 | 名古屋市中村区稲葉地町7-1 | 052-411-1111 | 教職指導室 |
| 全 | 名古屋外国語大学 | 470-0197 | 日進市岩崎町竹の山57 | 0561-74-1111 | 教務課 |
| 全 | 名古屋学院大学 | 480-1298 | 瀬戸市上品野町1350 | 0561-42-0333 | 教務課 |
| | 名古屋経済大学 | 484-8504 | 犬山市字内久保61-1 | 0568-67-0511 | 教務部 |
| 全 | 名古屋芸術大学 | 481-8503 | 西春日井郡師勝町熊之庄古井280 | 0568-24-0315 | 教務学生課 |
| | 名古屋産業大学 | 488-8711 | 尾張旭市新居町3255の5 | 0561-55-3076 | 教務課 |
| | 名古屋女子大学 | 468-8507 | 名古屋市天白区高宮町1302 | 052-852-1111 | 文学部教職指導係 |
| | 名古屋造形芸術大学 | 485-8563 | 小牧市大草年上坂6004 | 0568-79-1174 | 教務課 |
| 全 | 南山大学 | 466-8673 | 名古屋市昭和区山里町18 | 052-832-3111 | 教務課資格係 |

| | | | | | |
|---|--------|----------|-----------------|--------------|-------------|
| 全 | 日本福祉大学 | 470-3295 | 知多郡美浜町奥田 | 0569-87-2211 | 学事課 |
| | 人間環境大学 | 444-3505 | 岡崎市本宿町上三本松6の2 | 0564-48-7811 | 教務課 |
| 全 | 松阪大学 | 515-8511 | 三重県松阪市久保町1846 | 0598-29-1122 | 教職課程 担当係 |
| 全 | 名城大学 | 468-8502 | 名古屋市天白区塩釜口1-501 | 052-832-1151 | 教職センター |

短期大学の部 (五十音順)

| 大学名 | 〒 | 住所 | 電話 | 担当部署 |
|--------------|----------|------------------|--------------|-----------------|
| 愛知女子短期大学 | 470-0131 | 愛知郡日進町岩崎竹ノ山57 | 0561-73-4111 | 教務課 |
| 愛知みずほ大学短期大学部 | 467-0867 | 名古屋市瑞穂区春敲町2-13 | 052-882-1815 | 教務課 |
| 愛知江南短期大学 | 483-8086 | 江南市高屋町大松原172 | 0587-55-6165 | 学務課 |
| 岡崎女子短期大学 | 444-0015 | 岡崎市中町1-8-4 | 0564-22-1295 | 教務課 |
| 鈴鹿国際大学短期大学部 | 513-8520 | 三重県鈴鹿市庄野町1250 | 0593-78-1020 | 教務課 |
| 中京短期大学 | 509-6192 | 岐阜県瑞浪市土岐町2216 | 0572-68-4555 | 小島 幸彦 |
| 東海女子短期大学 | 504-8504 | 各務原市那加桐野町2 | 0583-82-1148 | 笠井 尚 |
| 名古屋短期大学 | 470-1193 | 豊明市栄町武待48 | 0562-97-1306 | 教務課実習担当 小川明美 |
| 名古屋芸術大学短期大学部 | 481-8504 | 西春日井郡師勝町熊の庄古井281 | 0568-24-0321 | 教務学生課 |
| 名古屋造形芸術短大 | 485-8563 | 小牧市大草年上坂6004 | 0568-79-1111 | 教務課 |
| 南山短期大学 | 466-0833 | 名古屋市昭和区隼人町19 | 052-832-6211 | 教務係 |

教職課程あるいは短大部の廃止にともない2002年度限りで脱退

愛知大学短期大学部

会員校数

大学 30校 短大 11校 合計41校

2003年度 東海私教懇世話人・全私教協役員名簿

| 名 前 | 所属 (役割分担) | 勤務先電話 | E-mail・勤務先FAX |
|------------------|-----------------------------|------------------------------|--|
| 太田 明☆ | 愛知大学 (全私教協運営委員、同WG) | 05613-6-1111 | ota@aichi-u.ac.jp 05613-6-5553 |
| 小峰総一郎 | 中京大学 (会計監査) | 052-805-8134 | skomine@lets.chukyo-u.ac.jp 052-835-7197 |
| 小木曾道男☆ | 愛知淑徳大学 (全私教協代議員) | 0561-62-4111 | ymkogiso@aqua.ocn.ne.jp 0561-63-1844 |
| 笠井 尚☆ | 東海女子短期大学 (会報編集長) | 0583-82-1148 | cxj15322@nifty.com |
| 亀谷 和史☆ | 日本福祉大学 (資質向上委員) | 0569-87-2211 | kame@n-fukushi.ac.jp 0569-87-1690 |
| 杉江 修治 | 中京大学 (全私教協編集) | 052-835-7111 | sugie-sh@cac-net.ne.jp |
| 田子 健☆ | 南山大学 (全私教協政策WG) | 052-832-3111 | tago@nanzan-u.ac.jp 052-832-3925 |
| 長谷川元洋 | 金城学院大学 (資質向上委員 補) | 052-798-0180 | ghase@kinjo-u.ac.jp |
| 宮川 充司☆ | 椋山女学園大学 | 052-781-1186 | miyakawa@lit.sugiyama-u.ac.jp |
| 武者 一弘☆ 酒井 博世※ | 名城大学 (全私教協代議員) | 052-832-1151 0584-74-5151 | musha@ccmfs.meijo-u.ac.jp hsake@ccmfs.meijo-u.ac.jp |
| 高橋 正可☆ | 岐阜女子大学 | 0582-29-2211 | masat@gijodai.ac.jp |
| 照本 祥敬☆ | 中京大学 | 052-832-2151 | terumoto@cnc.chukyo-u.ac.jp |
| 内田 晩穂 | 東海女子大学 (全私教協WG 免許事務検討委員) | 0583-89-2200 | kuchida@hm.tokaijoshi-u.ac.jp |
| 横井 一之☆ | 鈴鹿国際大学短期大学部 | 0593-78-1020 | |
| 渡 昌弘 | 人間環境大学 (会計監査) | 0564-48-7811 | |
| 宇田 光☆ | 南山大学 (世話人代表) | 0561-89-2000 | uda@nanzan-u.ac.jp 0561-89-2015 (総合政策学部) |

備考 ☆印は東海私教懇世話人。代表以外は名前のあいうえお順で表示。
WGはワーキンググループ。(データベースWG, 政策WG, 免許事務WG。)
※酒井先生は、武者先生内地留学中の代理。

東海地区私立大学教職課程研究連絡懇談会規約

1979年 4月27日

1981年 4月25日 (一部改訂)

1982年 4月26日 (一部改訂)

1983年10月 6日 (一部改訂)

1984年 4月28日 (一部改訂)

1989年 5月13日 (一部改訂)

1990年 4月28日 (一部改訂)

2002年 5月11日 (一部改訂)

(名 称)

第1条 本会は、「東海地区私立大学教職課程研究連絡懇談会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は東海地区私立大学・私立短期大学の教職課程に関する研究活動を推進し、あわせて情報交換・連絡協議することによって、その充実を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

1. 私立大学における教員養成についての研究
2. 私立大学における教職課程についての情報交換・連絡協議
3. 私立大学における教職課程、特に実習などについての研究・協議
4. 私立大学における開放制教員養成の重要性について、認識を深めるための情宜活動
5. その他、本会の目的達成のために必要な事業

(会 員)

第4条 本会は、教職課程を設置している東海地区私立大学・私立短期大学をもって組織する。ただし、本会に加盟していない大学において、教職課程を担当する教員は、その所属する大学が会員となるまでの期間、有志会員として本会に加盟することができる。

(機 関)

第5条 本会につきの機関をおく。

1. 総 会
2. 世話人校および代表世話人校それぞれ若干
3. 事 務 局
4. 会 計
5. 会計監査 2名

(役員選出)

- 第6条 世話人校・代表世話人校および会計監査は総会で選出する。
任期はそれぞれ2年とする。
事務局は、代表世話人校の一つにおく。

(会費)

- 第7条 会員校は1校につき年額18,000円を会費として納入する。有志会員の会費は年額1
口5,000円とする。

(会計年度)

- 第8条 本会の会計年度は、毎年定期総会から翌年の定期総会までとする。

(全国協との関係)

- 第9条 本会加盟校のうち、全国私大教職課程研究連絡協議会に加盟する大学で、東海地区
私大教職課程研究連絡協議会を構成する。同協議会事務局は当分の間、本会事務局が
兼務する。

(規約改正)

- 第10条 本会の規約改正は、総会出席会員校の過半数の同意を必要とする。

付 則 この規約は、昭和54年4月27日から実施する

<執筆者紹介>

長谷川 元 洋 金城学院大学現代文化学部助教授

松 原 信 継 愛知県立鳴海高等学校教諭

杉 江 修 治 中京大学教養部教授

宇 田 光 南山大学総合政策学部教授

東海教師教育研究 第19号

2004年3月25日 発行 (会員配布)

編 集 「東海教師教育研究」編集委員会

発 行 東海地区私立大学教職課程研究連絡懇談会
代表世話人 大学 南山大学

事 務 局：〒489-0863 瀬戸市せいれい町27

南山大学 宇田研究室内

TEL (0561) 89-2000(代)

印 刷 (有)一粒社 〒475-0837 半田市有楽町7-148-1

TEL (0569) 21-2130

TOKAI JOURNAL OF TEACHER EDUCATION

No.19

Mar, 2004

THE TOKAI ASSOCIATION
OF PRIVATE UNIVERSITIES
FOR
TEACHER EDUCATION
NAGOYA, JAPAN